

産業界との連携強化について

産業界との繋がりを深めるため、草津商工会議所と相談をしながら、UDCBKの活動を理解し、ともに草津のまちづくりを進めていただけるよう動いているところ。

まずは、草津市内の所在する **企業に対しUDCBKの活動内容や目的を説明**しアプローチを行う。

また、企業からの **支援の手法の一つとして企業版ふるさと納税**を考えており、これを渉外活動を行う上でのツールとする。（企業版ふるさと納税の概要は下記のとおり）

その他、学習事業（スクール・セミナー）の講師として講演をいただいたり、学習事業への参加をきっかけとして、UDCBKと連携した事業が推進できるように取り組む。

令和4年度の産業界との連携状況

1. スクール・セミナーにおける講演

講演をきっかけに連携した事業を行えるように取組を行う

2. 共同でのイベントや研究

西日本旅客鉄道(株)「南草津交通ウィーク」

・セミナーでの講演をきっかけに、共同イベントの実施

大和ハウス工業(株)「スマートウォーカーブルタウン研究会」

・スクール参加をきっかけに、共同での研究

3. ワークショップ等への参加

京都自転車販売(株)

・セミナーでの講演をきっかけにUDCBK事業への参加

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への **経済的な見返りは禁止**
- **寄附額は事業費の範囲内**とすることが必要

- ※ 不交付団体である東京都、不交付団体が三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
- ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

①地方公共団体が
地方版総合戦略を策定

〇〇市
総合戦略
・〇〇事業
・△△事業
・◇◇事業

②①の地方版総合戦略を
基に、地方公共団体が
地域再生計画を作成

地域再生計画

③計画の認定
内閣府

④寄附

企業

⑤税額控除

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)

国
(法人税)